

i 市県民税特別徴収の滞納に対する取組を強化します

税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、特別徴収の市県民税を滞納している事業主を対象に電話催告を実施します。

○実施期間

1月15日(月)～26日(金)
9:00～17:00
(土・日曜日を除く)

納期限までの納付が確認されない特別徴収義務者に、電話でお知らせします。

特定の金融機関や口座番号への振り込み指示は行いません。

問 納税課 ☎ (93) 0433

i 産前産後期間の国民健康保険税を免除

1月から、富里市国民健康保険の被保険者が出産予定、または出産した場合、届出することで産前産後期間の国民健康保険税(均等割・所得割)を免除する制度を開始します。

※課税限度額を超える場合、免除とならない場合があります。

■対象者

富里市国民健康保険の被保険者で令和5年11月以降に出産予定、または出産された人

※この制度の「出産」とは妊娠85日(4カ月)以上の分娩で、死産・流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産も対象となります。

※他市区町村から転入した人も富里市国民健康保険に加入し、免除期間内であれば対象です。

■免除期間

○単胎妊娠…出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの計4カ月

○多胎妊娠…出産予定月(出産月)の3カ月前から出産予定月(出産月)の翌々月までの計6カ月

■届出方法

「産前産後期間に係る保険税免除届出書」に必要事項を記入し、国保年金課または日吉台出張所に届出してください。また、届出は出産予定の6カ月前から受付しています。

■必要書類

○出産される人と出産予定日がわかる書類(母子手帳など)

○委任状(別世帯の人が代理で申請する場合)



問 国保年金課 ☎ (93) 4083

i みずほ銀行の店頭収納手続きが終了します



3月31日をもって、みずほ銀行(本店・支店)で、店頭収納(納付書・納入通知書払いによる公金及び水道料金・下水道使用料のお支払い)手続きが終了となります。

お手持ちの納入通知書に指定の納付場所と記載されている場合でも、4月1日以降は取扱いできませんので、ご注意ください。

※口座振替は引き続きご利用いただけます。

なお、次のQRコード付きの納付書は、引き続き店頭で取扱いができます。

○市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

問い合わせ先

○公金について

会計課 ☎ (93) 6491

○水道料金・下水道使用料について
上下水道課 ☎ (93) 3340

納期内納付にご協力ください

1/31 (水)

- 市民税・県民税 第4期
- 国民健康保険税 第7期
- 後期高齢者医療保険料 第7期
- 介護保険料 第7期

便利な口座振替がおすすめです

～口座振替にするメリット～

- ①納め忘れがない
- ②金融機関などへ行かなくて済む
- ③一度の申込みで翌年度以降も自動的に継続

申込方法など詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



問 納税課 ☎ (93) 0434

水道水の放射性物質検査

問 上下水道課 ☎ (93) 3340

12月6日の測定では、放射性物質は検出されず、安定した状態が続いています。今後も3カ月に1回実施し、安全な水の確保に努めます。

今までの測定結果は、市公式ホームページでお知らせしています。



有料広告スペース

有料広告スペース